

## 広帯域移動無線アクセスシステム委員会 運営方針（変更案）

### 1 調査事項

広帯域移動無線アクセスシステム委員会（以下「委員会」という。）は、「FWAシステムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」について、調査を行う。

### 2 委員会の運営

- (1) 委員会の会議は主査が招集する。
- (2) 主査は、委員会の議事を掌握する。
- (3) 委員会に主査代理を置くことができ、主査がこれを指名する。
- (4) 主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- (5) 主査は、委員会の会議を招集するときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 主査は、必要があると認める時、委員会に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (7) 委員会においては、主査を中心として、中立的な立場で調査結果をとりまとめ、主査が情報通信審議会 情報通信技術分科会にこれを報告する。
- (8) 主査は、委員会の調査を促進させるため、専門委員及び必要と認める者からなる作業班を設置することができる。
- (9) 作業班は、主査から指名される者により構成される。
- (10) 作業班の主任は、主査が指名する。
- (11) その他、委員会の運営については、主査が認めるところによる。

### 3 会議の公開等

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合

### 4 事務局

委員会の事務局は、総合通信基盤局電波部移動通信課がこれに当たる。